

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月及び8年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月及び8年1月

私の国民年金は、20歳の頃に役所から案内があったので、母親が加入手続を行い、保険料を納付しており、その後、A市に住民票を異動した後は自身で保険料を納付していた。それ以降も現在まで義務と思って未納が無いように保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、申立期間は2か月と短期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、未納としていた期間の保険料についても、全て遡って納付を行い、未納の解消に努めていたことがうかがえるほか、20歳到達時から母親が国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始するとともに、平成6年11月に申立期間当時に親元を離れて居住していたA市に住民票が異動した以後も、自身で継続して保険料を納付していたことが確認できることから、年金制度への関心がうかがえ、かつ、保険料の納付意識も高かったものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間直前まではA市において現年度納付を行っており、申立期間直後の平成8年2月及び同年3月の保険料については過年度納付するなど、申立期間前後の保険料は納付済みとされていることから、納付意識の高かった申立人が、申立期間の保険料についても現年度又は過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月

昭和52年1月の婚姻後、勤務していた会社を同年6月30日に退職し、同年8月にA町に転居した。同町において国民年金の加入手続を行った際に、資格取得日は会社を退職した同年6月30日とされ、同年6月及び申立期間である同年7月の国民年金保険料を納付した。

その後何度か転居したが、私が平成2年5月にB市C区へ転居し同区役所で手続した際、何の説明もなく年金手帳の被保険者となった日が昭和52年6月30日から同年8月16日に訂正された。

先日、ねんきん特別便が届いて初めて未納があることを知り、社会保険庁(当時)へ調査を依頼した結果、「昭和52年6月及び同年7月の保険料の納付は判明したものの、それが誤納であったため、還付されているかもしれないが、その証拠書類が無いため、還付します。」との報告を受けた。

昭和52年6月は厚生年金保険の被保険者期間とされていることから、還付されるのは分かるが、申立期間については、保険料を納付したにもかかわらず、未納(未加入)期間とされ、保険料が還付されることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、加入手続時点から遡って被保険者資格を取得することができないところ、国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の記号番号はA町で払い出されていることから、申立人の加入手続が行われたのは、申立人が同町に転居した昭和52年8月以降であることが確認できる上、オンライン記録及び申立人の国民年金被保険者台帳では、申立人が被保険者資

格を取得したのは同年8月16日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない期間である。

しかしながら、申立人が所持している年金手帳を見ると、申立人の主張のとおり、被保険者となった日は、当初強制加入被保険者として昭和52年6月30日と記載され、申立人が平成2年4月4日に転居したB市C区において任意加入被保険者として昭和52年8月16日に訂正されていることが確認できることから、申立人は申立期間当時任意加入対象者であったが、強制加入対象者とされ、遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものと考えられるなど、行政側の記録管理に不手際がみられる。

また、申立人が昭和53年9月にA町から転居したD町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、強制加入被保険者として52年6月30日に被保険者資格を取得し、申立期間を含む同年6月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、本来、任意加入対象者が国民年金の未加入期間について保険料を納付した場合、当該保険料は還付されるべきところ、申立期間の保険料について、申立人は還付を受けた記憶が無いとしている上、年金事務所では、平成22年6月15日付けで申立人に発出した「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」において、被保険者資格の無い昭和52年6月及び同年7月の保険料の還付記録が確認できないため還付決定をすることとなった旨回答していることから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付した後、当該納付金は長期間国庫歳入金として扱われているものと認められる。

これらのことから、申立期間は、制度上、任意加入していなければ被保険者期間とはならないが、記録上、資格が無いため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は昭和58年4月から店で働いていた。20歳になった60年*月頃、自身か店の店長がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。きちんと国民年金保険料を納付してきたはずであり、納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとされているほか、国民年金と厚生年金保険との切替手続、氏名変更及び住所変更手続も適切に行われていることから、国民年金制度への関心及び国民年金保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から、申立人の加入手続は、昭和60年7月頃にA市B区で行われ、その際に資格取得日を同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金保険料検認状況一覧票の記載内容とも符合する。この加入手続時期を基準とすると、同年4月から61年3月までの保険料は現年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和61年4月から62年4月までの保険料が同年4月30日に現年度納付されていることが確認できる。この納付日を基準とすると、申立期間のうち、60年4月から61年3月までの期間は過年度納付が可能であることから、当該期間の過年度納付書が送付されたものと推認できる。このことから、申立人が申立期間直後の同年4月から62年4月までの保険料を納付しながら、当該期間の保険料のみ過年度納付

しなかったとは考え難く、前述のとおり、納付意識の高い申立人が当該期間の保険料も過年度納付書により納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の資格取得日（昭和60年4月1日）を基準とすると、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの期間は国民年金に未加入となることから、保険料を納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年8月まで

私は会社退職（平成7年8月末）後、母親がA市役所で私の国民年金加入手続を行った。その後、自宅に納付書が届いたので母親が国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無く、平成11年度以降の保険料はすべて前納されていることから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立人の申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、任意加入被保険者として資格を取得した昭和54年3月から（59年9月から平成9年7月までの厚生年金保険被保険者期間を除く。）60歳到達の前月の平成16年*月までの国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納は無いことから、母親の国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、母親は、納付書が送られてきたら必ずその納付書により保険料を納付していたとしている上、申立期間当時の保険料月額が1万円ぐらいであったことは覚えているとしているところ、申立期間における保険料月額は、平成7年度が1万1,700円、8年度が1万2,300円であり、母親が納付したとする保険料月額と近似している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年9月1日とされており、

り、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の8年9月の保険料が同年9月30日に納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は7年9月1日から8年9月30日までの間に行われたものと推認できる。このため、この加入手続が行われたとみられる期間において、申立期間の保険料を現年度又は過年度納付することが可能であることから、前述のとおり、納付意識の高かった母親が、申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から59年6月まで

私は、昭和59年7月頃に国民年金の加入手続を行った。加入前の未納期間の納付書が送付されてきたのでまとめて数か月分の国民年金保険料を数回に分けて納付した。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において未納が無い上、国民年金保険料を18年余り口座振替で継続して納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月20日にA市B区で払い出されていることから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って20歳到達日の56年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、59年1月から60年3月までの保険料については、過年度納付が可能である。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立人は、この過年度納付が可能な期間のうち、昭和59年7月から60年3月までの保険料が納付されていることが確認できる。このため、保険料の納付意識の高い申立人が当該期間の保険料のみ過年度納付し、同様に過年度納付可能な59年1月から同年6月までの保険料を納付しなかったとは考え難く、申立人は、加入手続後、加入前の未納期間の納付書が送付されてきたのでまとめて数か月分の保険料を数回に分けて納付したとしていることから、当該期間の保険料も送付されてきた納付書により

過年度納付したと考えるも不自然ではない。

一方、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和56年11月から58年12月までの期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和56年11月から58年12月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年3月まで

私は、母親から国民年金の任意加入を勧められ、昭和38年10月頃にA市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。当時は任意加入であり、加入手続きだけ行い半年間だけ納付しないとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く14年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間の保険料は、集金人に納付したとしており、A市では、申立期間を含む昭和45年度までは、集金人（国民年金協力員）が保険料を徴収していたとしていることから、申立人が主張する保険料の納付方法と一致する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として資格取得日を昭和38年10月6日として同年10月15日にA市で払い出されていることが確認できる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間は現年度納付することが可能であり、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった申立人が、任意加入手続きを行いながら、申立期間の保険料を集金人に納付しなかったとは考え難く、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から同年8月1日まで

私のA社における資格喪失日は、昭和50年6月1日と記録されているが、少なくとも同年7月末までは勤務していた。8月末だったか、9月初めに、送別会をしてもらったことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（A社の関連会社）に同期入社した同僚は、「申立人とB社に同期入社し、組織変更により、昭和47年12月頃に、申立人と一緒に、A社に異動し、同じ販売部で勤務した。私は、50年7月末に同社を退社し、確か8月1日だったと思うが、全体朝礼で退社の挨拶をした。申立期間当時、退社する人は、全体朝礼で挨拶することになっており、私が退社する日までに、申立人が全体朝礼で退社の挨拶をしたことはなかったと思う。したがって、申立人は、少なくとも私が退社した日までは、確実に同社に勤務していたはずだ。」と証言している。

また、当該同僚は、「A社における申立人の業務は、私と同じ、美容部員だった。私が退社した昭和50年7月末までの間に、申立人の業務が変わったということはない。なお、美容部員にパートやアルバイトの人はおらず、皆、正社員だった。」と証言している上、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「美容部員は、皆、正社員であり、パ

ートやアルバイトの人はいなかった。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、少なくとも昭和50年7月末日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年5月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑥までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額を、申立期間②は65万円、申立期間③は68万円、申立期間④は70万円、申立期間⑤及び⑥は68万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間③の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月から20年6月まで
② 平成15年7月11日
③ 平成17年12月22日
④ 平成18年7月21日
⑤ 平成18年12月22日
⑥ 平成19年12月21日

私は、申立期間において、A社及びB社に勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、平成17年9月から20年6月までの期間について、給与明細書の保険料控除額とねんきん定期便の納付記録が相違していることが分かった。

また、賞与についても、記録が無い期間や賞与明細書の保険料控除額とね

んきん定期便の納付記録とが相違している期間があることが分かったので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額が38万円とされているが、申立人から提出された給与明細書等により、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑥までについて、申立人から提出された給与明細書等により、申立人は当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は65万円、申立期間③は68万円、申立期間④は70万円、申立期間⑤及び⑥は68万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑥までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②、④、⑤及び⑥については、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと認めているとともに、申立期間③については、申立てどおりの届出を行っていないと認めていることから、社会保険事務所は、当該訂正後の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の申立期間③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月31日から同年11月1日まで
私のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和42年10月31日となっており、加入月数が1か月不足していることが分かった。
私は、昭和42年10月31日までA社に在籍していたので、資格喪失日を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び在籍証明書により、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の年金事務担当者は、「申立期間当時の社会保険事務担当者が厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を1日誤って届け出たものだと思う。申立人は、申立期間に在籍していたので、給与から昭和42年10月の厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年9月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和42年10月31日を被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和53年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年3月31日から同年4月30日まで

私は、A社に昭和41年に入社し、平成8年3月末に退職するまで継続して勤務していた。しかし、同社B支店から同社本社に異動した当時の1か月間について、厚生年金保険の記録が空白となっていることを知った。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店の健康保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和53年3月31日に同社同支店における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社本社では、厚生年金保険被保険者名簿、台帳及び標準報酬月額等記録簿を作成して、本社に勤務する従業員の被保険者資格に係る情報を管理しているところ、申立人に係る台帳及び標準報酬月額等記録簿には、昭和53年3月31日に被保険者資格を取得した旨記載されていることから、申立人が同年4月30日に同社本社において資格取得した旨の届出を、事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和53年3月31日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和53年4月の記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 15 年 12 月 26 日
③ 平成 16 年 7 月 25 日
④ 平成 16 年 12 月 27 日
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日
⑥ 平成 17 年 12 月 26 日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、A社において申立期間に賞与の支給対象とされた被保険者全員について、当該期間の賞与支払届の記録が確認できないが、社会保険事務所（当時）が当該支給対象者全員に係る届出をいずれも記録しなかったとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められ、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月頃まで

私は、小学校高等科を卒業し、昭和20年4月にA社B支店に入社し、同社C営業所が解散するまで勤務し、同年9月に会社から説明を受けて同社を退職した。年金記録を確認したところ、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店への入社及びD営業所からC営業所に異動した経緯、同営業所への通勤経路、同営業所の製造品等、及び退職時期等に関する証言は具体的であり、文献の内容、当時の従業員の証言内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立てに係る昭和20年4月1日から少なくとも同年8月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の文献によると、C営業所は、当初、E社から昭和18年12月にA社に貸与され、申立期間当時において部品を製造し、申立人が退職時期とする20年9月にE社へ返還された旨記載されている。

さらに、申立人がC営業所勤務中に終戦を迎え、営業所解散とともに昭和20年9月中に退職したと証言しているところ、オンライン記録によると、申立人と同じく終戦まで勤務していたと考えられる複数の同僚の資格喪失日は、同年9月1日と記録されている。

ところで、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」

という。)については、戦災により全て焼失しており、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在籍していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、当該被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、年金番号を払い出した際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票については、被保険者名簿と異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠番が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することは困難な状況にある。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人の申立期間における継続勤務が認められること、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和17年6月1日、資格喪失日は、20年8月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月16日まで

昭和15年3月に高等小学校を卒業後、同年4月1日から終戦までA社に継続勤務した。同期入社で同職種の同僚には、同社に係る年金記録があるのに、自分に全く無いのは納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和15年4月にA社に入社し、同社B支店、同社C支店及び同社D支店に20年8月15日まで継続して勤務していたと主張しているが、労働者年金保険法が施行された17年6月1日以降についても労働者年金保険（厚生年金保険）被保険者記録が無い。

しかし、申立人が、A社B支店に採用され、その後、同社C支店に異動し、昭和20年3月の空襲の後、支店疎開先である同社D支店に異動した経緯、同社C支店への通勤経路、同支店の製造品、勤務状況に関する説明、及び同社D支店で終戦を迎え、退職した経緯に関する証言は、具体性があり、同社に被保険者記録がある者の証言と符合していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が、同時期にA社に入社し、同時期に同社B支店から同社C支店に異動し勤務したことを記憶している同職種の同僚二人のうち一人は、同社B支店に係る労働者年金保険被保険者名簿に、昭和17年2月1日（保険料徴収開始は同年6月）から19年12月1日まで被保険者記録が確認できること、

ほかの一人は、同社B支店に係る労働者年金保険（厚生年金保険）被保険者名簿に氏名は確認できないが、55年1月18日付けで、新たな厚生年金保険記号番号が払い出され、オンライン記録において、17年6月1日から19年12月1日までの厚生年金保険被保険者記録が記録されていることが確認できることから、事業主は申立人についても、労働者年金保険法の施行に伴い、17年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認めることが相当である。

一方、A社B支店の労働者年金保険（厚生年金保険）被保険者名簿については、多くの被保険者記録の欠落が見られること、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票についても、多数の番号の欠落が確認できる上、同社に係る厚生年金保険被保険者記録については、社会保険事務所が「追記名簿」を作成し、被保険者記録の回復を申し立てた者を対象に個別に記録を復元した形跡が見られることを鑑みると、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は、同社に係る多くの被保険者が、終戦を契機に被保険者資格を喪失していることを考慮すると、20年8月16日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立期間 : 昭和20年5月15日から同年8月16日まで

私は、A社B支店に終戦まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社に係る厚生年金保険の資格喪失日が昭和20年5月15日となっており、申立期間の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年4月1日から20年8月15日までA社B支店に勤務し、その間、厚生年金保険の被保険者であったとしているが、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録では、同年5月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、A社B支店に入社後、昭和20年5月の空襲被害等による支店疎開に伴う異動指示の状況、支店疎開先のC小学校における業務内容、及び終戦後同社を退社した時期等に関する証言は具体性があるとともに、支店疎開の状況は、C小学校から提供された同校の沿革誌の記述とおおむね符合していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたと認められる。

ところで、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在籍していた者を対象に復元されたものであることが確認できることから、当該被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、A社B支店の場合、オンライン記録等に記録されている資格喪失日（昭和20年5月15日）は、上記のとおり被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、当該焼失のきっかけとされたD空襲の翌日を

資格喪失日として記録したものと考えられることから、オンライン記録等における申立人の資格喪失日も、事実在即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間において継続勤務した事実、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、A社B支店における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和20年8月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間①のうち、＜標準報酬月額＞（別紙一覧表参照）に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑧までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 10 月から 16 年 6 月まで
② 平成 15 年 12 月 5 日
③ 平成 16 年 4 月 23 日
④ 平成 16 年 7 月 2 日
⑤ 平成 16 年 12 月 3 日
⑥ 平成 17 年 4 月 25 日
⑦ 平成 17 年 7 月 1 日
⑧ 平成 17 年 12 月 14 日

私は、平成 6 年 10 月から A 社に勤務しており、給与（賞与）明細書のとおり、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬額から、申立期間①のうち、＜標準報酬月額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、破産手続も終結している上、元事業主は死亡しているため不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書の保険料控除額又は報酬額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成11年1月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②から⑧までについて、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり元事業主は死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

別紙 <標準報酬月額><標準賞与額>一覧表

標準報酬月額

申立期間		標準報酬月額
平成6年	10月	28万円
	11月	34万円
	12月	34万円
平成7年	1月	34万円
	2月	34万円
	3月	34万円
	4月	34万円
	5月	34万円
	6月	34万円
	7月	34万円
	8月	34万円
	9月	34万円
	10月	41万円
	11月	41万円
	12月	44万円
平成8年	1月	38万円
	2月	38万円
	3月	44万円
	4月	44万円
	5月	41万円
	6月	38万円
	7月	41万円
	8月	38万円
	9月	38万円
	10月	41万円
	11月	41万円
	12月	41万円
平成9年	1月	41万円
	2月	41万円
	3月	41万円
	4月	41万円
	5月	41万円
	6月	38万円
	7月	41万円
	8月	38万円
	9月	38万円
	10月	36万円
	11月	44万円
	12月	44万円
平成10年	1月	38万円
	2月	44万円
	3月	41万円
	4月	44万円
	5月	44万円
	6月	38万円
	7月	44万円
	8月	38万円
	9月	44万円
	10月	38万円
	11月	38万円
	12月	41万円
平成11年	9月	44万円
	10月	44万円
	11月	47万円
	12月	47万円

申立期間		標準報酬月額
平成12年	1月	47万円
	2月	47万円
	3月	44万円
	4月	44万円
	5月	38万円
	6月	38万円
	7月	41万円
	8月	38万円
	9月	38万円
	10月	38万円
	11月	41万円
	12月	38万円
平成13年	1月	44万円
	2月	38万円
	3月	38万円
	4月	41万円
	5月	38万円
	6月	38万円
	7月	41万円
	8月	41万円
	9月	41万円
	10月	44万円
	11月	47万円
	12月	47万円
平成14年	1月	47万円
	2月	47万円
	3月	44万円
	4月	41万円
	5月	41万円
	6月	41万円
	7月	41万円
	8月	41万円
	9月	41万円
	10月	41万円
	11月	41万円
	12月	41万円
平成15年	1月	41万円
	2月	41万円
	3月	41万円
	4月	41万円
	5月	41万円
	6月	41万円
	7月	41万円
	8月	41万円
	9月	41万円
	10月	41万円
	11月	41万円
	12月	41万円
平成16年	1月	41万円
	2月	41万円
	3月	41万円
	4月	41万円
	5月	41万円
	6月	41万円

標準賞与額

申立期間	標準賞与額
平成15年12月5日	75万円
平成16年4月23日	20万円
平成16年7月2日	70万円
平成16年12月3日	70万円
平成17年4月25日	20万円
平成17年7月1日	75万円
平成17年12月14日	78万1,000円

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、平成17年9月は32万円、同年10月から18年1月までは34万円、同年2月から19年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは28万円、同年12月から20年8月までは30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月から20年8月まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額と給料明細書の厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額に差がある。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の給料明細書の保険料控除額又は報酬額から、平成17年9月は32万円、同年10月から18年1月までは34万円、同年2月から19年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは28万円、同年12月から20年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主の協力を得られないため不明であるが、申立人の給料明細書の保険料控除額又は報酬額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書の保険料控除額又は報酬額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（52万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を52万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

私は、A社に平成14年4月1日から18年1月15日まで勤務していた。同社で支給された賞与のうち、17年7月支給分のみが、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

私が保管している賞与支払明細書で、申立期間についても厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成17年7月8日分の賞与支払明細書の写し、及びA社から提出された賞与台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（52万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年4月1日）及び資格取得日（33年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を27年4月から29年4月までは8,000円、同年5月から33年7月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から33年8月1日まで

昭和25年12月1日から61年3月31日までA社に勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和25年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年4月1日に同資格を喪失後、33年8月1日に同社において再度同資格を取得しており、27年4月から33年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録によると、A社における申立人の資格取得日は同社の雇用保険の設置日の昭和30年9月1日、離職日は46年5月6日であることが確認できる。

また、申立人の最初の資格取得日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私と申立人は、A社の本社で私が退職するまで一緒に勤務していた。申立人は私の上司で、私が所属していた部門の責任者だった。また、申立人が申立期間に他の事業所に異動したことはない。」と証言しているところ

ろ、オンライン記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は申立期間において継続している。

さらに、オンライン記録によると、A社において申立期間に被保険者記録のある同僚23人のうち、被保険者記録に空白がある同僚が1人（空白2か月）確認できるが、所在不明により理由が明らかでないところ、当該1人を除いて被保険者記録に空白がある同僚は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年3月及び33年8月のオンライン記録、並びに同僚の記録から、27年4月から29年4月までは8,000円、同年5月から33年7月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月から33年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月2日から38年11月28日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したとされているが、手続をした覚えは無い。受給したはずはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に記載されている女性108人（申立人を含む。以下同じ。）のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年11月28日の前後2年以内に資格喪失した者32人のうち、受給資格を満たす者11人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は2人であり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未支給となっているが、最初の被保険者期間を含む約5年の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年7月まで

平成2年5月に会社を退職後、いつごろかははっきり覚えていないが、国民年金保険料の納付書が届いた。母親からも納付を勧められたので、Aセンターに行き、納付を行った。何度か督促状が届いたりしながらも、アルバイト代の中から毎月1万円ほどの支払を続け、3年8月に就職するまでの期間は、同センターで確実に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年5月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行っておらず、年金手帳も受け取っていないが、申立期間の納付書が届いたので、Aセンターで毎月1万円ほどの保険料を納付していたとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号、申立人の住所履歴及び職歴からB市において平成5年4月から同年6月頃に払い出されたものと推認され、Aセンターを管轄するC市において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人が申立期間後に勤務した会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月1日とされていることから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、C市では、申立期間当時、国民年金の加入手続を行っていない者を国民年金加入者として保険料の納付書を送付することはなく、新たに国民年金に加入した者に対して年金手帳を交付(厚生年金保険に加入していた者が年金手

帳を持参した場合を除く。) していたとしており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年6月まで

A社に勤務していた時に、B町役場窓口で申立期間の国民年金保険料約10万円をまとめて納付した。平成15年12月19日に20万円及び16万円の出金記録が残っていたのでこのころに納付したと思う。領収書はもらったが、公的機関のため間違いは無いと思って後日破棄した。通帳には出金記録が残っているので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B町役場窓口で申立期間の保険料約10万円をまとめて納付したとしているが、平成14年度に市町村の国民年金保険料収納事務は国へ移管(一元化)されていることから、同町役場に申立期間の保険料を納付することはできない上、申立人が納付したとする保険料額は申立期間の保険料額とは大きく乖離^{かいり}している。

また、申立人は、当初の申立てでは申立期間の国民年金保険料を平成15年から17年頃に納付したとしていたが、具体的な時期は特定できておらず、後に銀行の預金通帳が見付かったため、同年2月頃に口座から出金し、このころにB町役場で保険料を納付したと主張していた。しかしながら、その後の聴取の過程において申立人はこのころ納付したのではないとし、納付時期は、A社に在職時(厚生年金保険被保険者期間は15年7月から16年10月まで)、同社の前に勤めていた会社に在職時とその主張は変遷し、最終的には、申立人の所持する預金通帳から15年12月19日に20万円及び16万円が出金されていたため、このころに納付したとするなど、申立人の納付時期に係る主張には一

貫性が見受けられず、申立人の納付時期に係る記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月

私が会社を退職したので、申立期間に夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料は妻が納付したと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間に係る国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付に関する記憶は明確ではなく、加入手続及び保険料の納付の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間当時に加入し、保険料を納付した健康保険任意継続被保険者に係る領収証書を所持しており、会社退職後に夫婦で社会保険事務所(当時)へ行った記憶もあるとしているところ、健康保険については、加入手続及び保険料の収納事務を社会保険事務所が行っていたのに対し、国民年金は、加入手続及び現年度保険料の収納事務を市町村が行っており(現年度保険料の収納事務については平成14年度以降国に移管。)、社会保険事務所では取り扱っていなかったことから、健康保険に係る領収証書を所持していることをもって、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことを推認するまでには至らない。

さらに、妻は、平成元年4月に国民年金に加入しており、申立期間については、8年12月頃に、遡って同年7月の第1号被保険者への種別変更、及び同年8月の第3号被保険者への種別変更が行われ、当該第1号被保険者期間の保険料は9年1月頃に納付されていたことが確認できることから、この妻の一連の切替手続の際に併せて申立人の国民年金の加入手続が行われた可能性は考えられるものの、オンライン記録によると、申立人に係る基礎年金番号での国

民年金の加入は確認できないほか、基礎年金番号以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時から居住しているA市においても、申立人が申立期間の国民年金加入を行ったことが確認できないことから、申立人は、加入手続きが行われていた妻とは状況が異なり、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から12年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から12年12月まで

A社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社退職（平成11年7月）後に国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、加入手続を行った時期、場所、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等についての具体的な記憶が無く、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付の状況の詳細が不明である。

また、オンライン記録及びB市の記録のいずれにおいても、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は平成14年5月1日とされている上、オンライン記録によれば、申立人は12年3月及び14年2月の2度にわたり、申立期間に係る国民年金加入勧奨の対象者とされていたことが確認できることから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から7年3月まで

会社退職後の昭和60年12月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行ったと思う。申立期間の国民年金保険料はどのように納付したのか覚えていないが、連続した14か月の国民年金加入期間のうち、平成7年4月だけ納付して、申立期間が未納とは考えられない。申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、金額等についての記憶は無く、保険料納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成7年10月であり、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられないことから、このころに初めて申立人の国民年金被保険者資格取得手続きが行われたものとみられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の被保険者資格取得日は、当初上記資格取得手続きにより、平成7年7月28日とされていたが、その後同年11月8日に申立期間を含む6年3月から7年4月までの期間等が国民年金被保険者期間として追加訂正されているところ、申立人はこの連続した14か月の期間について、最終月である同年4月の保険料のみ納付して、申立期間の保険料を納付しないのは考えられないとしているが、同年4月の保険料は、オンライン記録によると、現年度保険料としての納付期限間際である8年4月27日にA市に納付されていることが確認できるのに対し、申立期間は、追加訂正が行われた時点で既に過年度であり、その保険料の納付先は同市ではなく社会保険事務所(当時)であったことから、申立人が納付先の異なる申立期間の保険

料を納付していなかったとしても不自然とまでは言えない。

加えて、オンライン記録によると、平成9年1月9日に納付書が作成されていることが確認でき、少なくともこの時点において、申立期間のうち時効が成立していない6年12月から7年3月までの期間については未納であったものとみられるところ、申立人は、申立期間の保険料を遡って一括納付等を行った記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月及び同年3月

平成19年2月及び同年3月の国民年金保険料が未納とされているが、その直後の同年4月の保険料は納付済みとされていることから、未納とされている申立期間の保険料も納付していると思うので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立期間において、郵送されてきた納付書により、金融機関又は市役所で納付したとしているところ、i) 申立人は、申立期間の保険料の納付方法及び納付金額についてはよく覚えていないとしていること、ii) 平成14年4月以降、保険料徴収は市町村では取り扱っていないこと、iii) 申立人が所持する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）（19年10月1日現在）を見ると、納付済保険料の額は4万1,260円とされ、その納付対象月は17年9月、同年10月及び19年4月の3か月とされており、申立人が申立期間中に納付したとする主張とは相違していることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、A市が保管する申立人の平成20年度給与支払報告書の摘要欄を見ると、「国民年金保険料等の金額4万1,260円」と記載されており、この記載されている金額は、前述の申立人が所持する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）の納付済保険料の額と一致することから、申立人は、申立期間の保険料を平成19年中には納付していなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録を見ると、平成19年中に1回、20年中に3回、21年中に1回、合わせて5回納付督促されていることが確認できる。一方、申立人の納付記録を見ると、17年9月から同年11月までの保険料が19年11月20日までに納付されているほか、申立期間直後の同年4月の保険料が同年4月に

納付されている。申立人は、申立期間以前に未納は無く、同年5月以降は厚生年金保険被保険者とされていることから、20年以降の4回にわたる納付督促の対象は申立期間であったものとみられる。この納付督促が最後に行われたのは申立期間の保険料の納付に係る時効直前の21年2月とされている上、A市が保管する申立人の平成22年度給与支払報告書を見ても、国民年金保険料等の金額が記載されていないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年10月まで

私は、平成元年10月頃、同年11月から転職するに当たり、厚生年金保険に加入することが分かったので、今までの国民年金の未納分を納付しておこうと思った。A市役所窓口で未納保険料として約5万円を納付したが、その時領収書は受け取らなかった。対応してくれた市の男性職員から「これで手続は完了したので大丈夫です。」と言われ、ねんきん特別便が来るまで未納は無いと安心してた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年10月頃、申立期間の国民年金保険料額は定かではないが、A市役所で申立期間の保険料をまとめて納付するため、同市役所担当窓口で5万円渡したところ、いくらかお釣りを受け取った覚えがあるとしているが、i) 同市では、国民年金窓口では国民年金保険料は取り扱っていないとしていること、ii) 申立期間の保険料をまとめて納付するのに必要な保険料額は5万6,000円となることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿、国民年金記録表、被保険者記録いずれも申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から60年3月まで

私は、昭和50年頃にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は2、3か月ごとに集金人（国民年金推進員）に納付していた。婚姻（54年10月）後は妻が自身の保険料と一緒に納付してくれていた。同市内で何度か転居したが、同市D区E町に転居した60年4月以降は全て納付済みとされているにもかかわらず、それ以前の住所地にいた時の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、i) 公簿によれば、申立人は、昭和49年7月2日にF市からA市D区に転入したとされ、同区からB区に転居したのは51年8月19日とされていること、ii) 申立人は、加入手続後に交付される国民年金手帳の受領については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和50年頃に加入手続を行い、国民年金保険料は、申立期間のうち、婚姻前は自分で2、3か月ごとに集金人に納付し、婚姻後は妻が自身の保険料と一緒に60年3月まで集金人に納付していたとしているところ、i) 申立人が主張するとおり、50年頃に加入手続を行った場合、申立期間のうち49年以前の保険料は過年度保険料となるものの、A市では、集金人は過年度保険料は取り扱っておらず、集金人制度は54年3月末で廃止され、同年4月以降は納付書による全面自主納付制度を採っているとしていること、ii) 申立人及び婚姻後申立人の保険料と一緒に集金人に納付していたとする妻は、いずれも申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていない

としている上、妻の納付記録を見ると、申立期間のうち婚姻した同年10月から57年3月までは、申立人と同様に未納とされていることから、申立人及びその妻の申立期間の保険料納付状況に係る記憶は、申立人の加入手続状況に係る記憶と同様に曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月27日にA市D区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って20歳到達時である49年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは申立人が所持する年金手帳の記載内容とも一致する。このため、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち同年1月から58年12月までの保険料は、時効により納付することはできない。

加えて、申立期間のうち昭和59年1月から60年3月までの保険料は、過年度納付が可能であるものの、i) 申立人は、申立期間の保険料は集金人に納付していたとしており、前述のとおり、A市では、集金人は、過年度保険料は取り扱っておらず、この時期の保険料徴収方法は納付書による全面自主納付制度を採っていたとしていること、ii) 同市の国民年金情報検索システム及び国民年金保険料検認状況一覧票を見ても、申立人が申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらず、オンライン記録とこれら同市の記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことから、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

私は、最初の会社を退職した時に国民年金に加入するように言われたので、昭和48年5月頃、A町役場で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については忘れずに納付したと思う。保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年5月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人は、加入手続時期、加入手続後に交付される国民年金手帳の受領時期及び受領方法についての記憶は無く、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付周期及び納付金額についての記憶も無いとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月9日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って、厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年9月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は、同町の国民年金被保険者名簿の資格欄に記載されている資格取得日とも一致している。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年6月まで

私は、短大卒業後、両親の経営する靴の小売業を手伝っていた。昭和61年7月頃、私も同行して母親がA市B区役所へ私の国民年金の加入について相談に行き、加入手続を行った。その際、担当職員から20歳になった時からの保険料を納付しなければいけないと言われ、一度には納付できなかったため母親が3回に分けて納付してくれた。その時の納付を証明するものは無いが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年7月頃、母親がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も母親が3回に分けて納付してくれたとしているところ、母親は申立期間の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の加入手続は、昭和63年8月頃に行われたものとみられる。これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って59年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から62年3月まで

私は、幼稚園を退職（昭和61年6月）した際にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、就職するまでの間の国民年金保険料を納付したはずである。加入手続や納付方法については覚えていないが、申立期間の保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、幼稚園を退職（昭和61年6月）後にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続時期、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付周期及び納付金額については覚えていないとしており、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月10日にA市B区で払い出され、資格取得日は申立人が共済組合員資格を喪失した同年4月1日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日とも一致する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2660 (事案 2096 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年3月まで
平成22年3月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申し立てたとおり、申立期間の国民年金保険料は、亡くなった妻に任せていたので詳細は不明だが、きちんと納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、婚姻(昭和45年10月)後に国民年金の加入手続を行ったとしているが、その時期についての明確な記憶は無いこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、51年11月にA市B区で、妻と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、夫婦の国民年金加入手続は同年11月頃に行われたものと推認され、申立期間当時は申立人の加入手続は行われておらず、妻が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられること、iii) 夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することはできないこと、iv) 申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻も、婚姻後、申立期間の保険料は未納であるほか、妻は死亡しており、申立期間の保険料納付の状況を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立人の主張内容は前回の主張内容と変わらず、申立期間の国民年金保険料は、亡くなった妻に任せていたので詳細は不明だが、きちんと納付してくれていたと思うと主張するのみであり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月16日から平成2年3月1日まで

私はA社に昭和63年3月に入社し、平成2年2月末に退社した。

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「当時の資料等は残っていないため、申立人の勤務や厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間当時のA社の事業主は、「申立期間当時、15人ぐらいの従業員がいた。皆、業務の内容がほとんど同じだったので、会社側で厚生年金保険への加入者を選別するようなことはしておらず、加入するかどうかは、あくまで、個人の選択に任せていた。このため、厚生年金保険に加入していない者も何人かいた。」と証言しているところ、オンライン記録により、申立期間内にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚(事業主を含む。)は延べ9人(同時最多在籍人員8人)であることが確認できる。

さらに、A社は、昭和63年5月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年3月16日から同年5月6日までの期間については適用事業所であった記録が確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を覚えておらず、A社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「当時の厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①のうち平成19年9月29日から20年8月16日までの期間、及び申立期間②について、厚生年金保険被保険者の種別を訂正する必要は認められない。

また、申立人の申立期間③のうち、平成7年7月28日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月1日から20年8月16日まで
② 平成7年3月21日から同年8月1日まで
③ 平成7年3月21日から同年8月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②については厚生年金基金の記録が、申立期間③については、A社における厚生年金保険の資格喪失日が間違っていると思うので、当該期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成7年12月1日から19年9月29日までの期間については、B厚生年金基金の加入記録が認められ、オンライン記録によると、申立人は特例第1種被保険者であることが確認できる。

しかし、申立期間①のうち、平成19年9月29日から20年8月16日までの期間については、社会保険事務所(当時)が保管している基金の解散に係る通知(C社会保険事務局から当該社会保険事務所宛ての文書)によると、B厚生年金基金は、厚生労働省の認可を受けて、19年9月*日付けで解散していることが確認できる。

また、申立期間当時のD社の役員は、「B厚生年金基金が解散した当時、私は、同基金の役員でもあった。基金解散の際には、加入事業所に説明するため全国を回って加入員全員に説明をし、その同意を得て解散している。」と証言している。

さらに、B厚生年金基金解散後の期間については、D社が他の厚生年金基金に加入していた記録は確認できない。

申立期間②について、申立人は、「E社関係の厚生年金基金に加入していたと思う。」と主張しているところ、A社は、「弊社は、厚生年金基金に加入したことはない。」旨回答している。

また、A社が加入しているF健康保険組合と名称が類似しているG厚生年金基金に照会したが、「A社はG厚生年金基金に加入しておらず、申立人の同基金における加入記録も無い。」と回答している。

このほか、申立期間①のうち平成19年9月29日から20年8月16日までの期間、及び申立期間②について、申立人の厚生年金基金の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、厚生年金保険被保険者の種別を訂正する必要は認められない。

申立期間③について、オンライン記録により、平成7年3月21日から同年7月28日までの期間については、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる。

しかし、申立期間③のうち、平成7年7月28日から同年7月31日までの期間について、A社から提出された人事記録によれば、申立人の退職日は、同年7月27日と記録されていることが確認できる上、F健康保険組合からの回答により、同組合における申立人の資格喪失日は同年7月28日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は平成7年7月28日とされている。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「申立人が在籍していたことは覚えている。在籍していたのは、平成7年3月頃から同年7月頃までだったと思う。」と証言しており、申立人が同年7月31日まで勤務していたことについて証言を得ることができない。

このほか、申立期間③のうち、平成7年7月28日から同年8月1日までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から51年3月31日まで

私は、昭和43年4月から8年間、A事業所に事務員として勤務した。就職する時、「事務員一人の事務所であるが、事務員は、事業主団体による共同の社会保険に加入する。」と聞いていたので、厚生年金保険に加入していたと思う。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主は既に死亡しているものの、事業主の妻が、「申立人は、事務員として働きながら夜学に通い、卒業後も長く勤めていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が高校を卒業する昭和45年3月以前から、同事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、事業主の妻及び申立人が、申立期間における同事業所の事務員は一人であったと証言していることから、厚生年金保険の適用が義務付けられている強制適用事業所ではなかったものと考えられる上、オンライン記録においても、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、事業主の団体であるB会は、「会員の事業所事務員の社会保険への加入を、会員が共同で行うような仕組みがあったとは承知していない。また、B会と申立人は雇用関係が無いので、当会の厚生年金保険に申立人を加入させることも無い。」と証言している。

一方、申立人の母が、「申立人がA事業所に勤務していた頃で、私が病院に勤務していた期間、申立人を私の健康保険の被扶養者にしていた。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月1日から同年10月1日までの期間及び45年7月15日か

ら50年11月8日までの期間において、申立人の母の被扶養者とされていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和 41 年 11 月頃から 42 年 10 月頃まで継続勤務していたが、当該期間の途中の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA事業所の厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「私は、申立人と同時期に入社したと思うが、申立人がいつまで勤務していたかは覚えていない。」と証言しているところ、同事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間における継続勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 42 年 6 月 1 日にA事業所の被保険者資格を喪失しており、同年 6 月 30 日に社会保険事務所（当時）に健康保険被保険者証が返納された後、同年 8 月 1 日に新たな健康保険整理番号で、同事業所において被保険者資格を再取得しており、同年 8 月 28 日に社会保険事務所が当該届出を受け付けていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録により、申立人は、A事業所を昭和 42 年 5 月 31 日に離職していることが確認できるところ、当該離職日の翌日は、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間におけるA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号には欠番が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月及び同年7月

A社の平成17年6月及び同年7月の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、ねんきん定期便に記載されている当該期間の標準報酬月額と異なっている。申立期間の標準報酬月額が適正なものか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、A社から提出された賃金台帳及び同社の回答により、同社の厚生年金保険料の控除方式は、翌月控除であることが認められる。

申立期間のうち、平成17年6月について、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されている同年7月の給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬額に基づく標準報酬月額は24万円であるところ、A社から提出された申立人の自署押印がある領収証により、同社が当該期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から誤って控除していたとして、同年8月22日に、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料との差額相当額を申立人に返金していたことが確認できる。

申立期間のうち、平成17年7月について、A社から提出された賃金台帳により、申立人の当該期間に係る保険料控除額及び報酬額に見合う標準報酬月額

は、オンライン記録の標準報酬月額（16 万円）を超えていないことが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 4 月 7 日まで

私は、知人であったA社の事業主から仕事が忙しいので手伝ってほしいとの連絡があり、同社に正社員として転職した。月給制で厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 4 年 4 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は、平成 4 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主に照会文書を送付したが回答は無いことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立期間当時、A社において経理を担当していた同僚は、「私は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から60年4月1日まで

私のA社B支店での厚生年金保険被保険者記録は、昭和59年3月の1か月のみとなっているが、私が当該事業所でパート従業員として勤務していたのは、60年4月*日に結婚する前までの約1年間なので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和59年4月1日から同年10月20日までの期間においてA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録のある同僚のうち、複数の者は申立人のことを記憶しているものの、いずれも申立人の申立期間における勤務実態については、はっきりした記憶が無いとしている。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の妻（当時の取締役）及び事務担当者は、当時の関連資料は無いとしている上、当該事務担当者は、「パート従業員の厚生年金保険の取扱いについては、はっきりとした記憶は無い。」と証言しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できないとともに、申立人自身も、申立期間における厚生年金保険料の控除に関する記憶が曖昧である。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が当該事業所における被保険者資格を喪失した旨の進達日が、資格喪失日（昭和59年4月1日）から間もない同年4月15日と記載されていることが確認できるとともに、申立期間前後の健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月から 10 年 3 月まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の報酬に比べて少なく、相違している
ので、当該期間の標準報酬月額を実際の報酬に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、30 万円と記録されていたところ、平成 10 年 3 月 26 日付けで、9 年 4 月まで遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「時期は覚えていないが、経営状態が非常に厳しい状態であった時に社会保険料を滞納したことがあり、社会保険事務所（当時）職員の訪問を受け、滞納していた社会保険料の納付方法について協議を行い、求めに応じて金額を記載した先日付け小切手を振り出して全額納付した。」と述べており、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたことが推認できるところ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から 13 年 11 月まで
申立期間の標準報酬月額は、私が記憶している給与明細書の報酬額よりも低い額になっているので、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 3 年 4 月の月額変更により、17 万円から 12 万 6,000 円に減額されていることが確認できるところ、申立人は、「給与明細書等はないが、給与が途中で減額された覚えはない。」と主張している。

しかしながら、A社は、平成 13 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間における報酬額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時のA社の厚生年金保険被保険者全員（申立人を除く 5 人）についても、平成 3 年 4 月の月額変更により、申立人と同様に標準報酬月額が減額されていることが確認できるところ、同社の申立期間当時の事務担当者（元事業主の妻）は、「当時、A社は、経営が苦しく、従業員に対しても会社の支出を少しでも抑える方策をとっていた。この事情が影響していると思う。」と証言している。

さらに、B市から提出された申立人に係る平成 14 年度の課税台帳により、申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 1 月から同年 11 月までの期間について、毎月、オンライン記録どおりの 12 万 6,000 円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4948（事案 2222 及び 4223 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 17 日から 40 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 1 月 17 日から 43 年 1 月 26 日まで A 社に勤務していたが、申立期間について被保険者記録が無いので、当該期間について被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 1 月 27 日付け及び同年 9 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たな資料として、同僚が作成してくれた在籍証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚が、「入社と同時に厚生年金保険の被保険者になっていない。被保険者資格を取得したのは1年半以上たってからである。」と証言していること、A社は昭和54年2月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の事務担当者とも連絡が取れないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できないこと、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格の取得日は昭和40年7月1日とされており、オンライン記録の取得日と一致していること、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月27日付け及び同年9月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、同僚が手書きで作成した在籍証明書を提出し、「会社が届出を放置したはずなので、再度調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、当該同僚は、「申立人の紹介でA社に入社し、申立人より先

に同社を退職したので、申立人は、私の在職中は間違いなく同社に在籍していたが、厚生年金保険料の取扱いについては何も分からない。」と証言している。

また、申立人が、A社での事情を一番よく知っている人物として名前を挙げた同僚は、平成元年*月に亡くなっていることが判明し、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の記録と思われるA社の雇用保険の資格取得日は、昭和40年7月1日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から55年9月まで

A社での給料は、入社時の約14万円から少しずつ上がっていき、退社時は約22万円だった。実際に受け取っていた給料よりも標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿に記載されている収入額は、実際の給与支払額から税金、社会保険料及び申立人の小遣いを控除した金額であるが、当該金額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額に比して高額となっている。

しかしながら、申立人から提出された、申立期間の一部である昭和49年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、4万5,885円であることが確認できる。当該保険料額は、オンライン記録どおりの標準報酬月額6万4,000円に対応する雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の8か月分に相当する額とおおむね一致している。

また、同僚から提出された給与支払明細書によると、当該同僚についても、申立人と同様に、実際に支払われた報酬額よりもオンライン記録の標準報酬月額が低くなっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時A社に勤務していた同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額の推移と特段の差異は認められず、このうち、申立人と年齢及び厚生年金保険被保険者資格の取得時期が似通っている同僚二人についても、申立人の標準報酬月額と同様に推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然となっている状況はうかがえない上、申立人の標準報酬月額には、さかのぼって訂正された形跡も認められない。

加えて、A社の当時の事業主及び事務を担当していた妻は、病気療養中のため事情を聴取できず、申立期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社を退社し、公務員になったが、空白期間は無く継続して働いており、同社を昭和 48 年 3 月 31 日に退社したと思っていたので、年金の記録を見て大変驚いている。退職金計算書も同日付けになっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社発行の退職金計算書（「48. 3. 31」と表示があるもの）を資料として提出し、昭和 48 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたと主張している。

しかし、A社の当時の事業主は連絡先が不明であるところ、同社の破産時の事業主は、「申立人を知っているが、当時の資料は現存せず、申立人の退職日は不明である。退職金計算書に『48. 3. 31』と表示があることから、昭和 48 年 3 月 31 日に退職金が支払われたものと思われるが、退職金の計算には時間がかかるため、退職金が退職日当日に支払われることは無い。」と証言している。

また、A社の当時の経理担当者及び申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元社員が、「申立人は知っているが、退職日は記憶に無い。」と証言しており、ほかに申立人が申立期間に同社に勤務していたとする証言は得られない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 48 年 3 月 24 日となっており、当該離職日の翌日は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4951 (事案 136 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 41 年 10 月 20 日まで

私は、A社を退職後すぐにB社で勤務したはずなので、申立期間における同社での厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい旨申し立てたところ、平成 20 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書ももらった。しかし、私が同社に勤務していたことは間違いないので、新たに提出できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当該期間のうち、昭和38年12月1日から39年1月1日までの期間、及び40年2月28日から41年10月20日までの期間については、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、同社が適用事業所であった39年1月1日から40年2月28日までの期間についても、現存する厚生年金保険被保険者原票には整理番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらないこと、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、申立人に対して、平成20年7月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、保険料控除が認められなかった前回の審議結果には納得できない。」と主張しているが、今回の再申立てに際し、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は提示されておらず、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月20日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和28年3月から平成9年6月まで勤務しており、当然、入社日から厚生年金保険の被保険者として給与から保険料を控除されているものと思っていた。

ところが、日本年金機構から送付された被保険者記録回答票により、被保険者の資格取得日が昭和28年7月1日であることが分かった。

保険料控除を確認できる資料は無いが、同僚から入社日に被保険者資格を取得したと聞いたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された給与辞令によると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社が保管している厚生年金番号台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和28年7月1日と記録されているところ、当該台帳上の資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和28年7月1日に申立人を含め139人が同時に資格取得していることが確認できるとともに、当該139人のうち、複数の同僚が、入社時期と厚生年金保険の資格取得日に3か月から4か月の開きがあると証言していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から14年2月まで

申立期間について、私の保管している給与明細書の給与支給総額と、厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているので、調査確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、平成13年7月分給与から給与計算の方法が変更されたことが認められるとともに、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額な差引手取り額を受け取っていたことが認められる。

しかし、A社の事業主は、「経費節減のため、税理士と社会保険労務士に相談して、給与の計算方法を変更した。当時は給与にかかる厚生年金保険料は高かったが、賞与にかかる厚生年金保険料が安かったので、給与の一部を賞与として一括払いし、社内預金としてプールし、毎月分割で預金払戻しとして一定の金利を付け、従業員に支払っていた。」と回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。当該給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に平成 8 年 8 月 1 日から勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日は同年 12 月 1 日となっている。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が自分と同じ日に入社したと記憶している同僚は、「申立人は、私と同じ平成 8 年 8 月に入社し同じ仕事をしていた。」と証言していることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社日であるとする日から一定期間経過後であり、さらに、申立人の資格取得日より後であることが確認できる上、当該同僚は、「入社日からは、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するとともに、厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 8 年 12 月分だけの国民年金保険料の還付を受けていたことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から53年3月1日まで

私は、昭和47年8月から53年2月までA事業所に勤務した。その間の標準報酬月額は、私がもらっていた給与額と違っている。

昭和47年8月から48年6月までは17万円（給与額は17万8,125円）、同年7月から49年8月までは20万円（給与額は20万7,812円）、同年9月から53年2月までは24万円（給与額は23万7,500円）の標準報酬月額である。

申立期間について、私の主張のと通りの標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「給与明細書等はないが、申立期間当時の日給及び残業時間を記憶しており、申立てど通りの給与額を受け取っていた。」と主張している。

しかし、A事業所は、「既に廃業しており、申立期間当時の資料はないことから、厚生年金保険料の控除に関しては不明である。」と回答している上、事業主は、既に他界しており、申立期間当時の経理担当者も、「給与及び保険料控除額についての記憶が無いため回答できない。」としていることから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、A事業所の複数の同僚に照会したが、いずれも給与明細書等の給与額及び保険料控除額を確認できる資料を保管していない上、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月1日から同年2月2日まで

私は、A社と平成20年1月1日から労働契約を結んだが、同年1月は待機扱いであったために、厚生年金保険被保険者資格の取得が、同年2月2日とされている。会社側も手続の不備を認めているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する労働契約書には、「1 会社は平成20年1月1日から本人を社員として、就業規則・賃金規則などの諸規則に定める労働条件によって就業させる。」と記載されている。

また、A社は、平成20年1月1日から同年2月1日までの1か月間については自宅待機の期間であったものの、当該期間の一部に申立人が同社に出勤していたことを認めている。

しかし、A社から提出された申立人の平成20年給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人は、申立期間においては給与等が支給されておらず、同年2月27日の初めての支給となる給与からも申立期間の厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

また、A社は、平成22年8月23日に申立人の健康保険厚生年金保険資格取得年月日を20年1月1日とする資格取得年月日訂正届及び被扶養者異動(認定年月日訂正)届を年金事務所に提出したものの、年金事務所では、出勤簿等により出勤の事実を確認することができないこと、及び自宅待機期間の給与等の支給が無いことを理由に、当該届を処理せず、同社に返戻している。

さらに、申立人のA社における雇用保険及びB厚生年金基金の資格取得日は、いずれも厚生年金保険被保険者資格取得日と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 1 日から同年 8 月 26 日まで

私は、平成 11 年 1 月 1 日から 21 年 2 月 20 日まで A 社に継続して勤務したが、15 年 2 月 1 日から同年 8 月 26 日までの期間が厚生年金保険被保険者とされていないことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、及び A 社の元事業主の証言により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社の労務管理事務を受託している労務管理事務所が保管する申立人に係る雇用保険被保険者区分変更届控には、平成 15 年 2 月 1 日及び同年 8 月 26 日に区分（被保険者種類）変更がされていることが確認でき、申立人は、申立期間について、所定労働時間が一般被保険者の 4 分の 3 未満の短時間被保険者（雇用形態）であったものと認められる。

また、申立人の記憶する複数の同僚は、既に他界していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 20 日から 29 年 6 月 1 日まで

オンライン記録によれば、私は、A社を退職した時に、同社及びそれ以前に勤務したB社に係る被保険者期間について脱退手当金をもらったことになっている。

しかし、A社に係る脱退手当金はもらった覚えがあるが、B社に係る分はもらった覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を退職した際に、会社の担当者が手続をしてくれ、同社の被保険者期間に係る脱退手当金をもらったことは覚えている。しかし、オンライン記録では、私が、同社の前に勤務したB社の被保険者期間についても脱退手当金を受給したこととされており、このことについては納得できない。」と主張しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同社における被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年12月22日に支給決定されており、オンライン記録によれば、脱退手当金の支給金額はB社及びA社を合算した被保険者期間に基づいて計算されている上、計算上の誤りは無く、A社を管轄するC社会保険出張所（当時）の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳。同台帳には、B社及びA社の被保険者期間、並びに期間ごとの標準報酬月額が記載されている。）には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の記録が認められるなど、申立人が支給を受けたとする脱退手当金は、B社及

びA社の両社を合算した被保険者期間に基づくものであったと推認され、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、B社とA社の間に両社と同じ被保険者記号番号でD社にも勤務しており、同社の被保険者期間については脱退手当金を支給されていないこととされているが、同社の被保険者期間は、B社及びA社が記録された厚生年金保険被保険者台帳によっては管理されておらず、別の台帳で管理されていたことが確認できる上、同台帳には、上記「回答済」の記録は認められない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにB社の被保険者期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月2日から43年3月6日まで
② 昭和43年3月4日から45年5月1日まで

私の年金記録は、A社及びB社の2社について脱退手当金を受け取ったことになっているが、社会保険事務所(当時)に行った覚えが無く、どこにあるかも分からない状態であり、受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年7月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月5日から37年2月1日まで
ねんきん特別便で申立期間について脱退手当金を受給したこととされていることを知った。一時金をもらった記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年2月1日の前後2年以内に資格喪失した者55人のうち、受給資格者44人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、33人について支給記録が確認でき、そのうち28人は資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年6月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年1月16日まで

A事業所勤務時に、B社から誘いを受けたため同社に移った。同社を退職する際に、退職金として1万7,000円をもらった記憶はあるが、脱退手当金を受け取った記憶は無いため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和33年1月の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした20人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に支給記録があり、その全員について資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の同僚は、「当時は脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれていた。」と証言しているとともに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。